

公益社団法人日本実験動物協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本実験動物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、実験動物及び動物実験に関連する技術及び福祉の向上等を図り、高品質な実験動物及び適正な動物実験を普及し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実験動物の生産に関連する資料収集、モニタリング及びガイドラインの作成
- (2) 実験動物の福祉に関連するガイドラインの作成及び相談・助言、評価・認証
- (3) 実験動物及び動物実験関係技術者の教育、認定・登録
- (4) 実験動物及び動物実験に関連する情報の収集及び提供並びに出版
- (5) 実験動物に関する国際交流の推進
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 特別会員 理事会が特に必要と認めた団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のため、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の決議の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに相当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員等が解散・倒産したとき。

第4章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は定時総会として毎年度、事業終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使方法)

第18条 総会においては、別に定めるところにより代理人により議決権を行使する方法、書面により議決権を行使する方法、電磁的方法により議決権を行使する方法をとることができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議事録署名人に選任された理事は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第20条 総会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち2名を一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち5~8名を一般社団法人及び一般財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事のうち1名は会長、1名は副会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第2項によって選定された業務執行理事より 副会長2名、専務理事1名、常務理事1名を選定することができる。

(役員を選任要件等)

第23条 理事、監事のうち、親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数に占める割合は、いずれも3分の1以下とする。

(1) 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(3) 前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(4) 当該親族関係を有する役員等及び前3号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(イにおいて「会社役員」という。)又は使用人である者

イ 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

ロ 当該親族関係を有する役員等及び前3号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

2 監事は、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)又は使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員等若しくは会員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、遺産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

4 この法人は、他の同一団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 会長及び代表理事である副会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事である副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

4 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報

告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 任期満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

- 第 29 条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10,000 円以上で予め定める額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会に代理人が出席して議決権を行使することはできない。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第 1 項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事が議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 35 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会が定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会決議により別に定める。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時総会の終結後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために必要ある時は、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事及び学識経験者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局等

(事務局及び職員)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が、公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記をおこなったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、福田勝洋と高木博義、業務執行理事は、吉川泰弘、務臺衛、新関治男、日柳政彦、田口福志、橋本正晴、外尾亮治及び前理雄とする。

附則（平成 26 年 6 月 13 日）

この定款は、平成 26 年 6 月 13 日から施行する。